

指定指導に係るその他の周知事項について

1 内容及び手続きの説明及び同意について

サービスの提供に際しては、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の職務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、利用者の同意を得る必要があります。

令和3年度報酬改定で、文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することが可能となりましたが、同意については下記を参考としてください。

【電磁的方法による同意をする場合】

同意があったことが、客観的に判別できるようにすること。具体的には下記の措置が考えられる。

- ・利用者等とのメールのメールアドレス、本文及び日時等の送受信記録を、PDF等の事後的に修正できない形式で保存する。
- ・メール本文で利用者等がどの計画について同意しているか文面上明確にする。
(例：「〇年〇月〇日作成の居宅介護支援計画書の説明を受け、同意します。」)

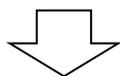
なお、電磁的方法によらない同意をする場合、従前のおり、同意日・同意した方の署名（又は、記名・押印）等を残すこと。

2 運営規程の記載方法について（従業員の員数等）

運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」については、令和3年度報酬改定において、業務負担軽減等の観点から、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないと改定されました。「〇人以上」と記載している場合、従業員の員数に変更があっても人員基準の員数を満たしている限り、員数の変更に係る変更届の提出が不要となります。

【従前】

- ・「〇人」と正確な人数で記載する。
(例) 介護職員…4人（常勤2人 非常勤2人）
看護職員…3人（常勤2人 非常勤1人）



【令和3年度以降】

- ・人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載して差し支えない。ただし、人員基準により常勤配置を求められている職種については、「常勤」や「うち〇人以上は常勤」とすること。
- ・人員基準が人数で定められている場合は員数を、常勤換算数で定められている場合は常勤換算数を記載する。

※ 従前のおり「〇人」と記載することを妨げない。

- (例) 介護職員…2人以上（うち常勤1人以上）
看護職員…2以上（常勤換算）

3 勤務形態の原則について

勤務形態は、A：常勤専従、B：常勤兼務、C：非常勤専従、D：非常勤兼務に区分されており、常勤職員とは、当該事業所の就業規則等に定められた勤務時間（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に従事する職員であり、その時間を下回る職員は非常勤職員として、常勤の勤務時間を基準に常勤換算することになります。雇用形態は関係ありません。

なお、非常勤換算の場合は、有給休暇等を勤務時間を含むことは出来ませんのでご注意ください。

4 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について

正当な理由なく、前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護等の提供総数のうち、同一のサービスにかかる事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合に、1月につき1件200単位を半年の間減算します。

毎年度、前期・後期の2回の判定を行い、必要な書類を作成します。算定の結果80パーセントを超えた場合は、書類を市に提出してください。80パーセントを超えなかった場合も、計算の根拠となる資料を5年間保存してください。

| | 判定期間 | 減算適用期間 | 書類作成 |
|----|--------------|----------------|---------|
| 前期 | 3月1日から8月末日まで | 10月1日から3月31日まで | 9月15日まで |
| 後期 | 9月1日から2月末日 | 4月1日から9月30日まで | 3月15日まで |

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を誤っていた事態について、厚生労働省が会計検査院より指摘を受けた内容資料4-2を御確認いただき、計算方法に誤りがないようにしてください。

5 情報収集について

介護保険制度にかかる最新の情報収集については、インターネット等を活用し、各事業者でも取得するよう努めてください。

(1) 尾張旭市公式ホームページ（介護保険事業者）

<https://www.city.owariasahi.lg.jp/life/2/6/35/>

(2) 愛知県（介護保険指導第一・第二グループからのお知らせ）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigooshirase.html>

(3) 愛知県（高齢福祉課）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/>

(4) 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

(5) WAM NET(ワムネット)（福祉・保健・医療情報）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

6 長寿課庶務係からのお願い

介護サービスに係る疑義が生じた場合は、質問事項に該当する基準等（赤本、青本等）の根拠資料を示したうえでお問い合わせを行っていただくようお願いいたします。